

令和6年第2回安平町議会定例会会議録（第5号）

令和6年3月14日（木曜日）午後1時40分開会

1 招集年月日 令和6年3月14日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄

○ 議事日程（第5号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1	議案第39号	令和6年度安平町一般会計予算について
日程第2	議案第40号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第3	議案第41号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第4	議案第42号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第5	議案第43号	令和6年度安平町水道事業会計予算について
日程第6	議案第44号	令和6年度安平町下水道事業会計予算について
日程第7	意見案第1号	被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）について
日程第8	意見案第2号	物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）について
日程第9	意見案第3号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）について
日程第10		議会広報特別委員会委員の選任について
日程第11		議員派遣の件について
日程第12		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第13		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第14		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第39号 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
8番	箱 崎 英 輔

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 休会を解いて議会を再開します。只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1～6 議案第39号～第44号

○議長（多田政拓君） 日程第1、議案第39号令和6年度安平町一般会計予算についてから日程第6、議案第44号令和6年度安平町下水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題とします。本件に関し予算審査特別委員長の報告を求めます。

[小笠原委員長挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原委員長。

○委員長（小笠原直治君） 3番小笠原です。まず皆様方、報告書をご覧いただきたいと思えます。

令和6年3月14日

安平町議会議長 多田 政拓 様

予算審査特別委員会
委員長 小笠原 直治

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので安平町議会議事規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第 39 号	令和 6 年度安平町一般会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 40 号	令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 41 号	令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 42 号	令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 43 号	令和 6 年度安平町水道事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 44 号	令和 6 年度安平町下水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定

令和 6 年度各会計予算については、6 件全てを原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告します。以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。只今、予算審査特別委員長より令和 6 年度各会計予算の決定については 6 件全てを原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告がありました。お諮り致します、本件については議長を除く全議員で審査を行ったものでありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、採決を行います。これから議案第 39 号 令和 6 年度安平町一般会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 40 号、令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算につい

てを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に議案第41号、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に議案第42号、令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号、令和6年度安平町水道事業会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に議案第44号、令和6年度安平町下水道事業会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。従って議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 意見案第1号

- 議長（多田政拓君） 日程第7、意見案第1号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

〔木林議会事務局長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 事務局長。
○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第1号朗読

意見案第1号

被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣となっています。

- 議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書(案)

本年1月1日に発生した能登半島地震によって多くの方が犠牲になるとともに、広範囲に多数の住宅が被害を受けるなど、被災者の生活再建に向けた支援は急務です。そのためにも、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに創設された被災者生活再建支援法の更なる改善が求められています。

被災者生活再建支援制度が「全壊」及び「大規模半壊」等に限定されていることや、支援金が2007年に最大300万円に引き上げられましたが、この間の建設資材に値上がりなどもあり、住宅再建には不十分です。阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震など日本国内では大規模な地震が発生し、近年は豪雨災害も相次いでいることを踏まえると、被災者の生活を再建するための制度の拡充が急がれます。

安平町も、2018年9月6日発災の北海道胆振東部地震において、被災者生活再建支援法の支援が被災した実情に合わず、支援の対象外又は支援金が不足し、現在でも資金面などの事情から自宅家屋など、修理できないままの被災者も少なくありません。

よって、政府に対し、被災地の現状を踏まえ、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を早急に拡充し、能登半島地震で被害にあわれた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年3月7日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

以上、皆様のご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） この被災者生活再建支援法の意見書について反対意見を申し上げます。この制度が全壊と大規模半壊に限定された制度のように書かれていますが、決してそうではないと思いますので意見を申し上げます。胆振東部地震の時は住民はこういった被災者再建支援法を当初知らない方が多くて、私も被災地支援をする知人である専門家にも町内で講習会等を開催していただいて、こういった支援法が全壊と大規模半壊だけではなくて、そう思っていた方も多くいらっしゃいましたがそうではないことを知ったことがありました。今回その胆振東部地震の時から、半壊であっても公費解体ができて解体後は全壊扱いとなって上限300万円まで対象になるということなど、また、半壊の場合は応急修理に最大59.5万円までの修理費用も支援されていました。そして半壊以上は応急仮設住宅やみなし仮設住宅等に2年間無料で入居もできています。これらは全て被災者生活再建支援法から出ているものではないでしょうか。また、この意見書では胆振東部地震から制度がそのままになっているようにも書かれているように見受けますが胆振東部地震後一部損壊についても限度額30万円ですが応急修理ができる指針が例外になってから拡充されています。また、令和2年12月には大規模と半壊の間に中規模半壊が設置されて加算支援金が出るようになっていました。そういった意味でこの意見書の内容については何を意見しているのかよくわからないところもありますので反対させていただきますが、今の能登半島地震を見ても避難者に対して一次避難所や1.5避難所、また、二次避難所を設けるなど色んな取り組みがされているところにして、そういった意味で震災被災者再建についても同じ状況ではないわけなので、その時々で色んな考え方が出てくるかと思しますのでそういった意味でもこの全壊、半壊といったことだけ言うところではないなと思しますので反対させていただきます。

○議長（多田政拓君） 只今工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 災害支援法がその時々災害によってどんどん良くなっていることがわかったのですが、それでは足りないということで今回の提案

になっているのでこの300万円というお金が家を再建するのに十分かと考えると全く十分ではなくて、これは胆振東部地震の時からそうだったので、家が壊れてしまった人が家を再建するのに300万円のできるのかということで諦めた人の話とか、本当に再建できない人たちを見ている立場としてはこの制度って優しくないなど私は5年前から感じていました。今、石川県で被災されている方たちにより困らないような支援になってほしいという思いがありますので、その時々に合わせてという意味ではもうちょっとお金を積むとかそういう考えがあるのではないかと改めて賛同します。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから意見案第1号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対と見なします。それではこれから意見案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、工藤隆、三浦、箱崎、内藤、高山、梅森）

（反対：工藤秀、鳥越）

○議長（多田政拓君） 着席願います。起立多数です。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第8、意見案第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

〔木林議会事務局長挙手〕

○議長（多田政拓君） 事務局長。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）について
標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣となっております。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）

厚生労働省は、2013年以來11年間で物価が8.1%上昇する中、年金支給率は0.8%の上昇で差引き7.3%を減額する改定を行いました。2023年度も物価上昇2.5%の中、年金は1.9%の引き上げにとどまり実質0.6%の削減となりました。

この間に消費税が5%から10%に引き上げられ、一部の後期高齢者医療費窓口負担が2割に増え、介護保険料の引き上げが年金減額改定の中、実施されました。

物価上昇が高齢者の家計を圧迫し、食費さえ切り詰め、北海道では暖房費を節約するため寒い部屋で過ごしている高齢者も少なくありません。そのため、年金だけでは生活を支えきれず、生活保護に移行する例が増えており、生活保護世帯

全体の 55.4%を高齢者が占めるまでに至っています。特に深刻なことは女性の低年金です。女性の年金生活者の 85.2%が月額 10 万円以下で生活しています。

さらに厚生労働省は基礎年金が今後 30 年で約 30%減額される計画であると試算しています。もしそうなる则現役世代の年金が将来、大幅に減額されることになり現在の若者にとっても大きな問題となります。

18 歳の若者への意識調査によれば、「年金制度の維持が難しくなっている」と答えた若者が半数近くに上り、半数以上の若者が「現在の年金制度について」改革が必要であると回答するなど若者が年金制度に不安を持っていることが明らかになっています。

当面、高齢者の危機的状況を早急に改善するために、そして高齢者も若者も安心して老後を暮らせるようにするために、以下のことを要望します。

記

1. 高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齡基礎年金等の支給額を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 7 日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

皆様のご賛同のほどよろしくお願ひします。

- 議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

[工藤秀一議員挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 反対意見を述べさせていただきます。物価高騰に年金上昇が追い付いていないことは理解します。また、そのための対応として物価高騰対策として昨年補正予算が採決され様々な対策が実施されました。その中には非課税世帯等に一律7万円支給されました。安平町では対象者に少しでも年末年始を良く迎えられるようにと補正予算決定後、速やかな対応で12月中に支給されたと聞いております。また、昨年夏にも同様に3万円が支給されており、合わせると年間10万円が支給されています。また、低所得のひとり親世帯、その他低所得の子ども子育て世帯、ここには支給額児童1人あたり一律5万円の支給が決まっています。そして今年6月には定額減税が行われます。これは政府は1人あたり4万円の所得税、住民税の定額減税を2024年今年の6月に実施すると表明しています。このように物価高騰に対する様々な対応がなされています。コロナ禍での物価上昇、また、ロシアのウクライナ侵攻による物価高騰と思います。様々な物価上昇対策がなされているところなので、年金の上昇分と非課税世帯への給付があり、課税世帯にも定額減税がされます。不測の事態というか新型コロナウイルス感染症や戦争による大きな経済影響があつての物価高騰です。今後も状況の変化に年金だけに限らず様々な対応により補っていくことが大事な時なのではないかと思ひます。この老齢年金の支給額引き上げのみの意見書には反対させていただきます。以上です。

○議長（多田政拓君） 只今工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私はこの意見書案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。この意見書は老齢年金の引き上げを求める意見書それ1点です。世界情勢だとか子育て世代だとかそういった人たちの生活のことを言っているわけではありません。ここにも書かれているように特に女性の年金生活者の生活実態は大変なものになっています。今の急激な物価上昇にどれほど対応できる人たちがいるのかを考えた時に高齢者とたくさん付き合っている私には今の生活の大変さはよく身に染みてわかっています。国全体としてもその物価上昇に見合うだけの経済好循環をとということで給料の賃上げも要求というか経済界に求めているところですし、また、経済界もそれに呼応するような対策が色々練られているところでもありますので、そういった社会全体のことを考えましたら高齢者の生活をただ支えているのはこの年金だけですので、この年金の引き上げは先行きの短い高齢者にとって安心し

て暮らしていけるためのただ1つの対策ではないかなと考えましてこの意見書には賛成していますので、議員の皆様方の賛同をよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから意見案第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）について採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対と見なします。それではこれから意見案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、工藤隆、三浦、箱崎、内藤、高山、梅森）

（反対：工藤秀、鳥越）

○議長（多田政拓君） 着席してください。起立多数です。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 意見案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第9、意見案第3号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

〔木林議会事務局長挙手〕

○議長（多田政拓君） 事務局長。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第3号朗読

意見案第3号

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

提出者 安平町議会議員 梅森 敬仁

賛成者 安平町議会議員 箱崎 英輔

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書(案)

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民

が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3 いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年3月7日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10

○議長（多田政拓君） 日程第10、**議会広報特別委員会委員の選任**についてを議題とします。本委員会については令和4年4月28日の初議会において設置された委員の定数を6人、委員の任期を前期・後期各2年と定め、議会広報の編集及び発行業務を行って参りましたが、今月末をもって前期委員の任期が満了となることから後期委員の選任を行うものです。尚、前期委員の選任時に議会広報の重要性を鑑みて、副議長については前期に引き続き後期も委員になることとし、それ以外の委員の再任は認めないこととしていますので確認のため申し上げます。特別委員の選任については委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので指名します。6番工藤隆男議員、7番三浦恵美子議員、8番箱崎英輔議員、9番内藤圭子議員、10番高山正人議員、11番梅森敬仁議員。以上6名を指名します。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めそのように決定しました。特別委員会の委員長及び副委員長は委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選することになっております。只今選任された議会広報特別委員会委員は休憩中に議員控室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第8条第1項の規定によりここに召集致します。暫時休憩をします。控室へ移動し、正副委員長を互選の上報告願います。

（休憩）

○議長（多田政拓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を致します。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告致します。

委員長 7番 三 浦 恵美子
副委員長 9番 内 藤 圭 子

以上の通り互選されたとの報告がありましたのでお知らせ致します。以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第11

○議長（多田政拓君） 日程第11、議員派遣の件について議題とします。お諮りします。議員の派遣について次の定例会までの間に急施を要する事件が発生した時は内容等を勘案の上、議長において派遣議員を決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎ 日程第12～14

○議長（多田政拓君） 日程第12、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第13、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上、3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和6年第2回定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 2時16分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
